

令和2年5月14日

保護者の皆様

京都市立西ノ京中学校
校長 内田 隆寿

新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業期間の延長について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、また、長期にわたる新型コロナウイルス感染拡大防止の取組についても、ご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、既にホームページでお知らせしておりますように、この度、政府による緊急事態宣言並びに京都府知事による休止要請が延長されたことを受け、本市立学校・幼稚園の臨時休業期間を5月31日（日）まで延長することが教育委員会において決定され、本校においても、下記のとおり臨時休業を延長しましたことを改めて紙面にてご連絡申し上げます。

また、併せて、臨時休業期間の長期化に伴い、保護者の皆様にもご心配を頂いております、子どもたちの学習面等での取組についても、教育委員会から示された方針も踏まえ、お知らせさせていただきます。

ご家庭においても、家庭学習等に計画的に取り組めるよう、保護者の皆様から子どもたちにお声かけいただくことをお願いいたします。

記

1 臨時休業期間の延長について

(1) 臨時休業の延長

5月31日（日）まで延長します。

※ なお、今後の国及び京都府の動向や本市域の感染状況等を踏まえ、期間を変更することがありますので、その際は、速やかにお知らせさせていただきます。

2 臨時休業期間中の取組について

(1) 家庭学習等の取組

ア 学習相談や面談等、登校できる機会の設定

5月18日（月）～29日（金）の期間に、担任との面談、学習等での疑問点、悩みや困りごと等の相談・質問等ができるよう、1・2年生は週1回、3年生は週2回の相談日を設けます。下記スケジュールを参照いただき、以下の内容をご確認のうえ、指定の日時に登校してください。（相談日に登校されなくても、欠席扱いにはなりません。）

※ 相談日の登校については、本人の希望があり、保護者の同意が得られていることが必要です。お子たちが登校された場合は、同意いただいたものと判断させていただきます。登校は任意ですが、登下校の安全確認のため、登校を希望されない場合は、お手数ですが事前に学校【電話（075）802-3365】までご連絡ください。連絡がなく、お子たちが登校されていない場合には、学校から連絡を入れさせていただきます。

- ※ 感染防止のため、1クラスを名簿番号の奇数グループと偶数グループに分け、時差登校とし、入れ替え時間に各教室の出入口等の消毒を行います。
- ※ 教室等では、子ども同士や子どもと教員の間適切な距離を空け、マスク着用や、換気、手洗い等、感染防止対策を徹底して行います。マスクは必ず着用して登校してください。
- ※ 自学自習に取り組んだり、各教科の課題を提出したり、課題についての質問をする時間としますので、各自で課題を持参してください。
- ※ 登校を希望されない場合は、生徒の昇降口に学校ポストを設置しますので、そちらをご活用ください。(活用例：質問等を紙に記入して入れる。完成した課題を提出する。等)
- ※ 登校は、それぞれ設定された開始時間の5分前を目安としてください。(遅れても遅刻扱いにはなりません。)

<実施スケジュールと対象学年・学級は次の通りです。>

【5月】(持ち物：健康観察票，自習課題，筆記用具)

1・2年 1組	木曜日	21日(木)・28日(木)	
		8:40—9:30	
3年1組	火曜日	19日(火)・22日(金)・26日(火)・29日(金)	
	金曜日	8:40—9:30	
1年	水曜日	20日(水)・27日(水)	
		8:40—9:30	各クラスの名簿番号が <u>奇数</u> の人
		10:00 - 10:50	各クラスの名簿番号が <u>偶数</u> の人
2年	木曜日	21日(木)・28日(木)	
		8:40—9:30	各クラスの名簿番号が <u>奇数</u> の人
		10:00 - 10:50	各クラスの名簿番号が <u>偶数</u> の人
3年	火曜日	19日(火)・22日(金)・26日(火)・29日(金)	
	金曜日	8:40—9:30	各クラスの名簿番号が <u>奇数</u> の人
		10:00 - 10:50	各クラスの名簿番号が <u>偶数</u> の人

イ 学習課題の提示と提出用ポストの設置

- ① 郵便受けへの投函(本校ホームページでの掲載)等により、臨時休業期間中の学習課題を提示しております。計画的に取り組めるよう、ご家庭においても、お子たちへの指導をお願いいたします。
- ② 学習課題の提出日は、学校再開日としておりますが、相談日に登校した際に提出を希望される場合は、1・2年は各学年フロアの学習室に、3年生はいきいき交流ルームに提出用ポストを設けますので、そちらに提出してください。(提出物には、クラス・番号・名前を記載してください。)相談日に提出しなくても、提出期限遅れとはなりません。

ウ 5月の学習内容に関するKBS京都テレビでの「特別教育番組」の放送

小学校1年生～3年生対象の番組も新たに加え、小学1～中学3年生の各学年で、5月に学習する単元を中心とした「特別教育番組」を、5月18日(月)から5月29日(金)にKBS京都で

放送します。放送スケジュールの詳細は、後日配布するチラシをご参照ください。子どもたちが、手元に教科書を用意して、教科書に沿って学習できる内容です。ぜひ、ご覧ください。

なお4月放送分の動画はKBS 京都テレビのホームページから閲覧できますので、あわせてご利用ください。

※URL https://www.kbs-kyoto.co.jp/tv/kyoto_manabi/

(動画閲覧時には、IDとPWの入力が必要です。ID：nishinokyo-j PW：3365)

エ 文部科学省や東京書籍等の家庭学習教材の活用

4月17日付けで各家庭にお知らせさせていただきました「きみの『楽しい』を見つけよう！」京都市家庭学習応援コンテンツ」（別添参照）もご参照いただき、文部科学省「子供の学び応援サイト～臨時休業期間における学習支援コンテンツポータルサイト～」や東京書籍「プリントひろば」等も活用して家庭学習を進めてください。

3 臨時休業期間の不要不急の外出自粛と健康観察の徹底

(1) 緊急事態宣言が継続された趣旨を踏まえ、引き続き、不要不急の外出を控えるよう、各ご家庭でも指導してください。また、早寝早起きや栄養バランスのとれた食事等を意識した基本的な生活習慣を維持するとともに、適宜、保護者と一緒に散歩をするなど、戸外での軽い運動も行うようにしてください。

(2) 「健康観察票」をもとに、引き続き、子どもたちと一緒に健康観察に取り組み、子どもたちはもとより、ご家族の体調や健康管理、保健衛生意識の向上について意識を高め、実践していただくよう、お願いします。

なお、5月18日以降に延長期間分の「健康観察票」をお届けしますので、それを活用してお取り組みください。

(3) ご家庭において、次のような状況が起こった場合は、速やかに学校（電話 802-3365）へ連絡してください。

- お子様、検査などにより新型コロナウイルス感染症と診断された
- お子様に感染の疑い（疑似症）があり、検査を受けるよう医師等から言われた
- 御家族などが感染され、お子様や同居されている御家族が濃厚接触者として検査や経過観察が必要であると医師等から言われた

(4) 臨時休業期間中の子どもたち・保護者様等へのお知らせについては、本校ホームページに随時掲載しますので、できる限り、毎日、ご覧いただくようお願いいたします。

4 学校再開後の授業時数の確保等

この度の臨時休業期間の延長に伴い、学校再開後の、各教科等の授業時数を確保するため、学校行事の見直しや時間割の工夫、補充学習の実施、また、夏休み（夏季休業期間）を短縮し、7月中の「午前中授業」（給食はありません。）の実施等について検討する方針が教育委員会から示されました。

保護者の皆様には、改めて詳細をお知らせさせていただきますので、よろしくお願いたします。